

退会手続き提出書類について

当協会を退会する場合は、退会事由が生じた日から 30 日以内に、埼玉県庁建築安全課宅建業免許担当に「廃業等届出書」等の提出を行った後、併せて協会への退会届等の提出をお願いいたします。

書類請求のご連絡をいただいた後、関係書類をお送りいたします。書類が到着しましたら該当事項にご記入・押印のうえ、添付書類とともにご返送ください。

埼玉県本部事務局 048-866-5225

廃業する場合	①退会届（協会） ②弁済業務保証金分担金振込指定用紙 ③承諾書 ④廃業等届出書（様式三号の五）【県庁に提出したコピー】 ⑤印鑑証明書（原本）
免許期間満了の場合	①退会届（協会） ②弁済業務保証金分担金振込指定用紙 ③承諾書 ④宅地建物取引業者免許失効証明交付申請書（埼玉県様式第二号） ⑤印鑑証明書（原本）

*以下の点にご注意ください

1. 埼玉県本部の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとなっております。
【公益社団法人 不動産保証協会 定款第 45 条、公益社団法人 全日本不動産協会 定款第 45 条】
2. 事業年度内に県庁に廃業届を提出された方、および免許の有効期間満了につき更新をしない方は、当該事業年度内（毎年 3 月 31 日迄）に退会届等全ての書類を埼玉県本部にご提出ください。なお、毎年 4 月 1 日以降に退会届を提出した場合には、当該事業年度の会費を全額お支払いいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
【公益社団法人 不動産保証協会 定款施行規則第 3 条 1 項、公益社団法人 全日本不動産協会 定款施行規則第 3 条 1 項】
3. 退会手続きには、事務手数料及び官報公告費用をご負担いただきますので、ご了承ください。
【公益社団法人 不動産保証協会 埼玉県本部 規約施行規則第 18 条、公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部 規約施行規則第 18 条 他】